

「高校無償化廃止法案」の強行可決の暴挙に強く抗議する（声明）

2013年11月28日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

高校授業料の無償制をやめ、2014年度から所得制限を設ける「高校無償化廃止法案」（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案）が、11月27日の参議院本会議で、自民、公明、維新、みんなの各党の賛成多数で可決し、成立しました。民主、共産、生活、社民の各党が反対しました。

衆議院文部科学委員会での参考人質疑を含めた3日間、14時間余りの審議でさえ、不十分であるのに、参議院文教科学委員会ではわずか1日、4時間半で審議を終結させ採決を強行した暴挙に怒りをこめて強く抗議するとともに、「高校無償化廃止法案」の撤回を求めるものです。

この間の審議で、以下の重大な問題点が明らかになりました。

第一に、「高校無償化」への所得制限導入は、「あなたの学びを社会全体で支えます」という「高校無償化」制度の理念を根本からふみにじり、「原則無償」から「原則有償」へと制度を大きく後退させるもので、まさに、高校生や父母、国民に対する約束違反であることです。このことは、政府が昨年留保を撤回した、中等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約違反であり、世界への約束違反です。第二に、就学支援金の受給に所得証明の提出が義務付けられ、高校生や保護者の新たな負担となり、所得証明の提出が困難な高校生や保護者が就学支援金を受けられないおそれもあり、自治体、学校の事務量が膨大になります。第三に、授業料を払う生徒と払わない生徒、就学支援金を受給できる生徒と受給できない生徒が、同じ学校や学級の中で学ぶことになり、各家庭の経済状況が可視化され、生徒を分断し精神的苦痛を与えることです。第四に、病気や留学以外の理由で標準修業年限を越えた生徒には、低所得であっても就学支援金が支給されないことです。第五に、都道府県が就学支援金を上回る額の授業料を定めた場合、その差額の徴収が行われかねないことです。

国会審議の中で、文部科学省はこれらの問題にまともに答えることができず、「財源があれば無償化を続けたい」と答えざるを得ませんでした。また、「都道府県は就学支援金を上回る授業料を定めないと思う」と述べるにとどまりました。さらに、財務省は所得制限で捻出された予算を低所得者支援などにあてることを確約しませんでした。下村文部科学大臣が、所得証明の提出が困難な高校生や保護者への対応について「第一義的に保護者の責任」と、国や自治体の責任を後退させる発言をしたことも重大です。

参議院文教科学委員会では、自民党は質疑を行いませんでした。質疑終局後の討論でも、衆議院文部科学委員会同様、民主、共産の各党が、それぞれ反対討論に立ちましたが、法案賛成の各党は討論に立つことができず、法案の道理のなさが明らかになりました。

参議院文教科学委員会採決後、自民、公明、みんな、民主の各党によって共同提案された付帯決議は、衆議院文部科学委員会の付帯決議と同文で、就学支援金の支給漏れがないようにする配慮や、教育は未来への投資であるとして、将来的には所得制限に頼らない予算確保を図ることなどが盛り込まれました。所得制限導入の問題点に、配慮や努力などで解決を図ることを示さざるを得ず、「高校無償化廃止」反対の運動と世論が、委員会審議に反映したものになっています。

今後、成立した法律に伴う文部科学省の規則や通知、自治体の条例や規則など具体的な制度化がすすめられます。そうした過程で所得証明の提出が困難な高校生をはじめ、対象となるすべての高校生の修学を保障し、保護者や教職員の負担増を最小限にさせる必要があります。

日高教は、2014年度予算案に就学支援金や給付制奨学金を確実に盛り込ませるなど、教育予算増をはかるとともに、憲法と国際人権規約に基づく無償教育実現のために、ひきつづき全力を尽くす決意です。

以上